

九州厚生局への届出事項

基本診療料

| | |
|-----------------------------|---|
| 精神病棟入院基本料 15 対 1 (2 階病棟) | 必要な人員を配置し、入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化の基準を満たしています。 |
| 精神療養病棟入院料(3・4 階病棟) | |
| 看護配置加算(2 階病棟) | |
| 看護補助加算 1(30 対 1)(2 階病棟) | 具体的な人員配置については、入院基本料に関する事項をご参照ください。 |
| 看護補助体制充実加算 2(2 階病棟) | |
| 栄養サポートチーム加算 | 栄養障害の状態にある患者さんや栄養管理が必要な患者さんに対し、専門知識を有した多職種からなるチームが診療します。 |
| 診療録管理体制加算 3 | 病歴管理室に専任の診療記録管理者を配置し、法令に基づく診療録の管理や情報提供を行っています。 |
| 重症者加算 1(3・4 階病棟) | 精神科救急医療体制に協力し、精神療養病棟において、重症者(GAF スコア 30 以下)を受け入れています。 |
| 医療 DX 推進体制整備加算(外来) | オンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報を活用できる体制を整備しています。 |

特掲診療料

| | |
|--|---|
| 精神科作業療法 | 作業療法士を配置し、作業を通してリハビリテーションを行うための設備や器具等を備えています。 |
| 精神科デイ・ケア 精神科ショート・ケア (いずれも小規模なもの) | 通院患者さんを対象に、病気の再発防止や生活の質向上を目的とし、プログラムに従ってグループ活動などを行います。 1 日 6 時間のデイ・ケアと 3 時間のショート・ケアから選べます。 |
| 医療保護入院等診療料 | 常勤の精神保健指定医を配置し、患者さんの行動制限を必要最小限にするための委員会を設置しています。 |
| 薬剤管理指導料 | 患者さんやご家族に、薬の飲み方や内容等について、薬剤師が分かりやすく説明します。 |
| 入院ベースアップ評価料 | 職員の処遇改善の一環として、賃金の引き上げを行っています。 |
| 外来・在宅ベースアップ評価料(I) | |

入院時食事療養費

| | |
|------------|--|
| 入院時食事療養(I) | <p>管理栄養士により、年齢や病状に合わせた適切な食事を適時・適温で提供するとともに、必要な栄養指導を行います。</p> <p>◇配膳時間 朝食 8:15 昼食 12:00 夕食 18:00</p> <p>◇特別メニュー(セレクトメニュー) あらかじめ提示された日のメニューを、1 食 42 円で選択できます。</p> <p>◇特別食加算 疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき腎肝臓食・糖尿食・胃潰瘍食・貧血食・高脂血症食などを提供します。</p> <p>◇食堂加算(2 階病棟) 所定の広さの食堂にて食事療養を行っています。</p> |
|------------|--|